

## グループの中の子ども

「グループの中の子ども」と題して、ターナー女史の書いた書物が最近出版になった。これは新しい書物であるが、その内容は、三十年以上も前にさかのぼり、一九二〇年から一九二三年にかけて、著者が教師として幼児教育の実際の任にあたり、そこで一組の幼児に対して試みた実験教育の記録である。一九二〇年というとずい分古い話だから、それだけで、読む価値はないと考える人があるかもしれないが、実はその考え方はきわめて新らしく、現代の社会心理学や児童心理学の原理にそっくりあてはまるような教育実験を試みているのである。それはむしろ現代の最先端の問題を指示している。じゅうぶんに一読し、検討し、実際に試みる価値がある。そこで次にその概略の紹介を試みる。

### 一、序論

幼児において、自治 (self government) は可能であるか、また、グループの自己統制 (self control) はどのようにして発達するのか、幼稚園において幼児グループの自

己統制の力を教育に利用することはどのようにして可能であろうか、という問題をこの書物はとり扱っている。

幼児の集まったところには、どこにも、各々の子どもの意志の衝突があり、けんかがある。そのような場合に、その仲裁をするのにいろいろの試みがなされるけれども、多くの場合、その解決はその場しのぎのものである。教師の忙がしい計画の中で、子どもの議論などいぢいぢいしている時間などないからである。せいぜい、良い子になって遊びなさいということくらいしかない。しかし、子どもがけんかをしたり、乱暴をしたり、友だちにめいわくをかけたるときには、子どもはおとなの助力を必要としているときなのである。たんにその子どもだけでなく、その子どもをとりまく子どもたちが助力を必要としているのである。しかし、ある子どもが、他の子どもたちとの関係の中で、おとなにはつきりと助力を要求するときには、彼は仲間の中で位置を失なう可能性がある。またうっかり

先生に言いつけたら、他の子どもたちがしかえしをするということも考えうる。ここに、子どもたちの間の合理的な媒介となるものがグループの話しあい (Group discussion) である。

そこで教師のとする役割は、最初は、子どもたちの間のコミュニケーションの道をつけることである。子どもたちがけんかを起し、助けを必要としているときには、著者はクラスの全員をよび集めることにした。そして教師自身がそのグループのリーダーとなり、議長として、子どもが手をあげて、思っていることを言わせるようにした。クラス全員の感情が明らかになったときに、教師は、子どもたちの言ったことを要約していきかせ、賛成反対の意志表示をさせた。そこで定められた約束はクラスの憲法 (constitution) として、壁にかけおくこととしたのである。どらを部屋にかけたので、子どもたちの間に紛争が起り、話しあいをして問題を考える必要の生じたときには、合同会議を召集するため

に、どらを使用することを学んだ。こうして、ひとつひとつの子どもの問題から発展して、クラス全体の話し合いによる約束をつくることができた。もしもその約束(行為の規準)に違反する者が生じたとき、みんなが集まってそのことについて話しあう機会ができるならば、違反者は自分のなしたことについて他の子どもが言うことをきく機会ができる。またそれに対して、違反者も自分の言い分を言う機会を与えられ、仲間の考えをきくことができる。その子どもは自分のおかれている立場を認識するにいたるであろう。

最初の六週間は、グループを自然な形で話し合いにいれることに留意した。そして皆できめた約束の必要なことを理解させるようにした。いちばん年令の小さい子どもたちは、最初はきき手としてしか参加できなかったが、次第に提案することもできるようになった。字の書けるようになった子どもは、きまったことを自分で書くものもでてきた。そして二年目のはじめには、子

どもの中で議長を選んで会合することができるようになった。そうなるど教師は議長役目から解放されるので、グループの話し合いのわきにいて、その話し合いの記録をとることができた。教師が話し合いの中に参加したときには、あとで記録を補っておいた。その記録がこの書物の主要な部分となっている。

ここで、この試みのおこなわれたクラスの概略を記しておくことが必要であろう。この学校は郊外にあり、人口も少なく、幼児のクラスが開設されたときには子ども数は十六人、年令は四才から六才半までにわたっていた。この試みのなされた三年間を通すと、のべ三十人の子どもが参加しているが、その中で最初から終まで残っていた子どもは九人ある。そのことがこの実験に大いに役立ったと言えよう。どの時期にもクラスの子どもの数は十八人をこえることはなかった。

二、教師の役割と話し合いの手づき  
子どもたちの協力体制というとき、教師

もその中の一員としてふくまれることはもちろんであり、グループの一員として、グループできめられた約束を守らねばならないことも当然である。それとともに、教師は子どもよりも知識と経験に富んでいるから、有効適切な示唆や提案をすることができし、また、グループの運営そのものに関しても方向づけをしてゆくことができる。しかし教師はこれをごく自然の中になすべきであって、そこで権威を用いるならば、グループの運営は失敗するのである。

また、教師はたえずグループに建設的な影響を与えるように留意することが重要で、さもないと、子どもたちの中の誰か強いものの個人的な力がグループを支配するようになるおそれがある。そして、教師がきめるべきことがらと、話しあいによってきめるべきことがらとを賢明に区別して判断しなければいけない。

子どもたちの話し合いによってクラスの約束をつくってゆくという、うっかりすると子どもたちが誤った結論を出したり

したら收拾がつかなくなるのではないかということを心配する人もある。しかしどんな場合でも、子どもと教師とはともに成長しているものであり、ともに生活しているのだということを教師が感じながら処してゆくことができる限り、そのような心配はとりこし苦勞である。

話しあいの手続きは、議会の討議と根本的には同じ方式に従うものであるけれども、幼児に対して最初からでき上った議事運営手続きとして教えるのではない。子どもは、教師が議長としてふるまうやり方をまねるところからはじまるのである。それはふつうの学校や幼稚園で教師が子どもを呼び集めて話し合うこととそんなに大差のあるものでもない。違っていることと言えば、この実験ではどんなことも発言を許されたことである。どんな子どもも、言わなければならぬと感じたことを話すことができた。一部の子どもだけが、あまり熱心に話しすぎるときには、他の子ども、Xさんが発言しますよ。(X "had the floor.")

と言って注意を喚起することが必要であった。このことは、子どもが議長になったときには最初はやりにくそうだったが、間もなく慣れてしまった。

最初子どもは、僕はこう思う、私はそう思わないということばを使っていたが、教師は「提案する」(suggest)という語を多く用いるように心がけ、この語は一般に使用されるようになった。これは議論の段階での語であるが、いくつかの提案(suggestion)がなされた後に、それはさらに新しい段階に移されねばならない。すなわち行為に移されるための手続がとられねばならない。そこで「動議」(motion)という語が必要になってくる。「動議」という語、あるいはこれを名詞にして「動議に提出する」(move)というような語は日本語にするのでなく、日常生活の中に消化されていないから、日常生活の中に消化されていなければならぬ。日常会話の中で、英語では日常生活の中でもっと自然に使用される語である。そこでこの実験で教師はこの語を使ってみ

た。「私はアーチーの提案が法律 (Law) となることを動議として提出します。」と言つてみて、誰かがあることを全員の総意として承認させようとするときには、「動議」

(move) という語を使わなければならぬのだということの説明した。こうしてこの語は子どもたちの生活の中にとりいれられていった。そしてこの語を使用することによって、話し合いの時間が短縮されることを皆が経験した。それから、その動議に対して、僕もそう思う、私はそれはよい考えだと思うと言つていた子どもたちは、「動議に賛成する」(second the motion) ということを学んだ。誰かがこのようにして動議に対する賛成の意を表したら、次に議長は挙手によって採決 (vote) しなければならぬ。すべてこれらのことがのみこめるまでには数か月かかったが、間もなく子どもたちは自然のうちにこれらの話し合いの手続きをとりいれていった。こうしてクラスの手続きがきまっても、それは最終的な (final) ものではないことを間もなく皆は発見

した。もしもその約束でうまくゆかないときには、もう一度そのことが議題に上げられて変更せねばならない。その変更のことは、「修正案」(amendment) とよばれる。

このようにしてとりきめられたことは、実際に守られなければ役に立たないのであるが、その点はどうであろうか。子どもたちの間で、このような話し合いによって決議されたことを実行するにはほとんど力を要しなかつたのである。話し合いできめられたことは、教師がきちんとした文章に書いて、壁にかけてあった。もしも誰かがそれに違反すれば直ちにそれを参照することができた。そこで教師の力を必要とした場合には、教師は権威を用いることをしなかつた。ただ「私はその約束を実行するか、あるいは変更すべきだと思います。」ということにとどめ、それ以上の力を用いることは必要でなかつた。

次に子どもたちの話し合いから約束のできる過程を、いくつかの逸話をもとにして、その概略を紹介してみよう。本格的な

話し合いは第二年目からであり、その間にこのクラスの憲法 (constitution) として、十四の条項が定められる。修正案をふくめると、二十六の条項となる。

三、どのようにしてクラスの約束ができたか

この実験教育の第二年目には、教師が議長にならないでも子どもが議長になって、子どもたちだけで話し合う協議会 (council meeting) をすることが可能になった。そこで教師にも観察の余裕ができて、記録をとることもできるようになった。また、二年目になったので、子どもたちの年令が増したことが、話し合いの進歩に役立っていることを付加しておかなければならない。

二年目の子どもは、五才から七才までである。ただし、二年目には、年長の子ども的一部分は小学校に移ったことを指摘しておかなければならない。

↑

第二年目が始まったばかりのころ、五、六才児が一しょに店をつくっていた。そこ

には十分な材料がなかったので、間もなくあちこちで紛争が起つた。そこでチャスパーによって協議会が召集された。

チャスパー「僕が何もしないのに、レイモンドが僕をぶつたんだ。」

レイモンド「違うよ、僕はぶつつもりじゃなかったんだ。」

ドロシー「私も仕事をしていたら、レイモンドが来てハンマーで手をぶつたのよ。」  
教師「みなさん、どうしたら良いでしょうね。」

アーチボールド「レイモンドは僕の首もぶつたんだよ。」

レイモンド「僕はそのつもりじゃなかったんだ。」

デイヴィド「うん。レイモンドは今朝僕もぶつたんだ。」

フランシス「私は、レイモンドは十五分間いすに坐っているべきだと思います。」

レイモンド「だけど僕はぶつつもりじゃなかったんだよ。」

エベレット「もしもレイモンドがドロシ

ーの手をハンマーでぶつたのなら、それは偶然じゃない。私はレイモンドは二十分間坐っていないければいけないと思います。」

エーテル「私は彼が自分でよいと思うまで坐っていないければいけないと思います。」

チャスター「そうだ、レイモンドは三人をぶつたのだから、十五分間を三回いすに坐るべきだと思います。」

ここで述べられた四つの提案について、教師が簡単に要約し、子どもたちは拳手によって採決した。そして十五分坐るべしという動議が通過した。

ここに述べたような経験や、ここに記していないその他の経験から、このクラスの憲法の第一条ができた。それは次のようなものである。

第一条、どのようなときにも、手に弓や刀やナイフや棒やその他の武器をもってけんかをしてはならない。それは危険であるから、これを犯すものは、罰として十五分間いすにすわっていないければならない。

そのことがあって間もなく、次のような

ことが起つたのである。

へ2へ

フランシス「誰かが僕に石をぶつたんだ。」

デイヴィド「それはね、皆が草を投げ合っていたんだよ、そうしたら、草の中に石ころが入っていたんだよ。」

チャスター「そうだ、皆手の中に何があるかよく注意して見なければいけないな。」

エーテル「もしもそれがわざとやったのではないなら、今度は許してやろうよ。」

そこで議長が採決に入り、今回は許してやることになる。ところが二、三週間後に同じ問題が再びとりあげられる。

へ3へ

エベレット「私は棒をもって戦争ごっこをして約束を破つたという事件をとりあげたいと思います。」

フランシス「ちがうよ、ぼくたちはただ棒でぶちっこをやっていただけなんだよ。」

エベレット「だけどわれわれの約束では、どのようなときにも」と書いてあるよ。

ねえ、先生。」

アーチー 「だけどぼくらはただ遊んでいただけなんだよ、誰もけがをさせなかつたよ。」

エベレット 「誰かがけがしたかどうかということが問題なんじゃない。約束を破ったということなんだ。」なお何人かの発言があった後、教師「議長さん。私はわれわれの約束を実行するか、あるいは修正すべきかどちらかだと思います。」

チェーン 「私は、フランシスとアーチーはいすに坐るべきだという動議を提出します。」(move)

バイロン 「私は賛成します。」(second)  
議長 「何人がそう思いますか。」(通過)  
その後教師の示唆でもっと小さなグループに分かれてこの問題について話し合い、第一条の修正案ができた。

第一条修正案1、戦争ごっこをしたいものは、次のフェアプレーの約束に従わねばならない。(a) 戦争ごっこは相互に同数でなければならぬ。(b) 両側とも同時に

始めなければならぬ。(c) すべての戦争ごっこは双方の同意によって始められなければならない。(d) すべての戦争ごっこは審判人をもたねばならない。校庭におけるその他のすべての戦争ごっこは違法である。

このように、子どもたちの間で話しあうことによって納得し、教師の権威によって統制されるのでなく、子どもたちの中から生れた約束によって自己統制することができるというところはたいへん意義のあることである。いまここに紹介した例では、それをたいへんはっきりした形でおこない、クラスの憲法として約束をきめているが、いくつかの外的条件がそのことを容易にしている。第一に、クラスの人数が十八人をこえず、話し合いをしてゆくことのできる範囲の人数であった。第二は、子どもの年令が高いものがふくまれ、実際には小学校一年生の年令のものが多かったこと、また三年間を通してこのクラスにいたものが九名あったことなどがこの実験の遂行に役立つ

ている。

子どもたちの発意で、クラス全員の協議会がもたれるということは、この実験でも、しばしば他の活動を妨げることが子どもたち自身によって気がつかれ、第九条では、ささいなことで皆を召集することがないように、教師を通して召集の手続きがとられるように、ということがめられ、さらに修正案として、すべての協議会は十一時半から十二時までの間にもたれるべきこと、ただし緊急の場合はその限りではないことなどが議決されている。

幼児のグループがどのようにして自己統制の力をもつことができるかということでは、なお今後に残された問題である。

Turner, Marion E.: The child within the group. An experiment in self-government. With a Foreword by Newcomb, Theodore, E. Stanford University Press, Stanford, California. 1957.

(津守 真)